



平成 21 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 日本エスコン
代表者名 取締役社長 直 江 啓 文
(J A S D A Q ・ コード 8892)
問合せ先 執行役員 古 川 格
電 話 06-6223-8067

定款一部変更に関するお知らせ

本日、当社取締役会において、平成 21 年 3 月 26 日開催予定の第 14 回定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。
- (2) また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです(変更案附則第 1 条および第 2 条)。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 3 月 26 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 3 月 26 日 (予定)

以 上

(別紙)

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第6条	第6条
<u>第7条(株券の発行)</u> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削　　除)
第8条(自己の株式の取得) (条文省略)	第7条(自己の株式の取得) (現行どおり)
第9条(株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱い、株主(実質株主を含む。以下同じ)の権利行使に際しての <u>手続き等および手数料</u> は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第8条(株式取扱規程) 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第10条(株主名簿管理人) (条文省略)	第9条(株主名簿管理人) (現行どおり)
3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、 <u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u> の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、 <u>端株原簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u> に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。	3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。
第11条 (条文省略)	第10条 (現行どおり)
第44条	第43条
(新設)	(附則)
(新設)	第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>
(新設)	第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u>